

《論説》

地価問題と北海道の税務行政組織(9)

西野 敏雄

目次

はじめに

第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代

一 租税徴収の制度の整備の試み

二 税務署の前身の時代

三 税務署の発足

(一) 日清戦争後の租税をめぐる事情

(二) 税務署設置構想

(三) 税務署の発足（以下17号）

四 税務署の時代

(一) 明治32・33年税制改革とその対応

(二) 営業税問題と税務施行上の諸施策

(三) 地租問題と北海道の特例（以上18号）

(四) 税務管理局から税務監督局へ

——税務署全廃論と北海道の住民感情——

A 北海道の住民感情と参政権

B 税務署全廃論と行政整理

(五) 税務管理局時代の経済と税務行政

——まとめにかえて——（以上19号）

第二章 税務監督局の時代（そのI）

(一) 明治37年改正までの時代

(二) 明治38年改正（第二次増税）

(三) 日露戦後の税制整理

(1) 税法審査委員会の発足（以上20号）

(2) 税法審査委員会の審査

(3) 税法整理審査会の審査

(4) 宅地地価修正（その1）

①税収の状況と地租の状況

②税法審査委員会での地租論議

- ③税法整理案審査会での地租論議
 - ④宅地地価修正法案（第一次）
 - ⑤宅地地価修正法案（第二次・第三次）
 - ⑥宅地地価修正法案（第四次）
 - ⑦地租条例の改正
 - （四）明治41年・43年の税制整理
 - （1）明治41年の税制整理
 - （2）明治43年の税制整理（以上、21号）
 - （五）宅地地価修正（その2）
 - （六）塩業整理
 - （1）たばこ専売
 - （2）塩専売と塩田整理
 - （七）宅地価修正をめぐる新聞報道
 - （八）北海道における開拓と地租を中心とする税務行政（以上、22号）
- 第三章 地価問題とその後の税務監督局
——税務監督局の時代（そのⅡ）——
- （一）明治から大正へ
 - （二）臨時制度整理局の税制整理案（以上、23号）
 - （三）税制整理の実行と第一次世界大戦（そのⅠ）（24号）
 - （四）税制整理の実行と第一次世界大戦（そのⅡ）
 - （五）地価問題の発生と展開（その1）（以上、本号）
 - （六）地価問題の発生と展開（その2）（以下、次号）
 - （七）地価問題の発生と展開（その3）
 - （八）税制整理の実行と第一次世界大戦（そのⅢ）
 - （九）土地賃貸価格調査
 - （十）臨時財政経済調査会
 - （十一）大正時代の税務行政（まとめ）
- 第四章 税務監督局の時代（そのⅢ）
——昭和時代前期——
- 第五章 財務局の時代
——第二次大戦期——
- 第六章 国税局の時代（そのⅠ）
——昭和時代後期——
- 第七章 国税局の時代（そのⅡ）
——平成時代——
- 第八章 税制改正と税務行政の変遷
——まとめにかえて——

(三) 税制整理の実行と第一次世界大戦(そのⅡ)

(1) 第一次世界大戦が始まった直後、人々は、この戦争は、戦場が広がることもなく、長くなることもないだろうと考えていたし、新聞も無関係——⁽¹⁾というより、一つのゲームとして報じる傾向が強かった。日本との関係がある所については詳しく報じるが、そうでないところについては、いわば、よそごととして報道されていたといえることができる。中央の新聞だけでなく、「北海タイムス」もそうした傾向がたやすく、日本に関係のあるものは詳細であるが、威海衛への攻撃がおわると、海軍の南方派遣が報じられたのみである。これに対して、中国の革命後の混乱は詳しく報じられた。

第一次世界大戦は、1914年(大正3年)6月、オーストリア皇太子夫妻が、ボスニア・ヘルツェゴビナ地方で行われた陸軍大演習に出かけた先で暗殺されたことから始まったことは前述した(すでに、1908年《明治41年》オーストリアはバルカン進出を図ってボスニアとヘルツェゴビナを併合しており、⁽²⁾住民の反オーストリア感情が高まっていた)。オーストリアは、もともと戦争が長引くとは思ってなかったし、いろいろの政治関係から戦争に加わった諸国も、戦争が長引くとは思っていなかった。

ドイツも参戦したが、既にドイツ軍が、1905年(明治38年)当時に来るべき大戦を想定していたことは、⁽³⁾「北海タイムス」からも、やがてまた戦争があらんことを予想した記事が散見される。ドイツ軍は、将来東西二正面で戦わざるを得ないとして、まず全力をあげて仏を攻め、その後東(ロシア)を攻めることを想定し、東西を結ぶ路線を充実させていた。このことから、国際赤十字やエスペラントの活動や、第二インターナショナルに影響を与えたことが、「北海タイムス」にも盛んにみられている。

その中で、ドイツはマルヌ川の戦いでフランス軍の抵抗をうけ、ロシア戦線もタンネンベルク以東にすすめなかった。さらに、バルカン方面もセルビア・ルーマニアをほぼ占領したが、1915年(大正4年)5月には、イタリアがイギリス・フランス側についたため、その方面へも進めなくなっていた。

こうしたこう着状態を打開せんとドイツ軍側は、ベルダン要塞を大正5年

(1916年) 2月下旬に大攻撃するも、こう着状態となる。反対に、同年7月から11月にかけてソヌで英仏両軍は大反撃するが、こちらもこう着状態におちいる。この中で、戦車が、前年には毒ガス、さらには、航空機が使用されはじめる。

海でも、イギリスが大陸を封鎖していたため、封鎖に耐えかねたドイツ海軍は、デンマークのユトランド半島沖で英艦隊と大海戦したが、双方の勝負はつかなかった。けれども、1914年からUボートとよばれる潜水艦を投入し、戦果をあげつつあった(ドイツは大正5年2月より潜水艦作戦を強化している。⁽⁴⁾)のである。このようにして、すべてのヨーロッパ戦線は、こう着状態におちいった。

並行して、アジアでも動きが生じる。大正5年(1916年)2月9日、イギリスは、日本にインド洋・シンガポール方面への軍艦派遣を要請してきたのにこたえ、3月30日に8隻を派遣している。

さらに、ロシアは対ドイツ戦に苦しんでいたため、日本に戦費と軍需品の提供を求めてきている。これに対し、日本は、軍艦3隻を譲渡している。この中には、日露戦争の際に捕獲した戦艦が含まれている。もっとも、この年の11月には3万トン級の戦艦が進水している。

なお、外国でいろいろの新兵器が開発され、軍備が近代化されたことに伴い、日本も軍備を近代化している。長年の政争であった陸軍の師団が大正5年4月に増設されたほか、3万トン級戦艦の進水、国産初の戦闘機建造、海軍航空隊の設置、海軍の大ドック完成、初の国産潜水艦完成など、多数の事項にのぼる。その意味で、大正5年(1916年)は、一つの転換期であるといえることができる。

(2) そうした中で、社会の状況は、いかがだったのであろうか。

大正4年11月、大正天皇の即位礼が遅れて挙行され、一つの区切りがついていた。長らくの米価低落も区切りをつけ、上昇に転じた。

また、大正4年12月4日には、東京株式市場が暴騰した。これがいわゆる大戦景気の始まりである。この頃から、⁽⁵⁾ 鉱山・貿易・船舶の成金が続出して

いる。たとえば、神戸の内田信也はその代表例である（大正5年）が、北海道にも例がある。日本の企業グループの多くが、この時期に基礎を固めてい⁽⁶⁾る。こうした華やかなものばかりでなく、注目すべきものが、二つある。工場法の問題と、吉野作造の「民本主義」である。

日本最初の労働者保護法ともいべき「工場法」は、1911年（明治44年）3月29日に公布されていたが、産業界の抵抗が強く、なかなか施行されるに至らなかった。大正5年1月になって、ようやく施行に必要な予算がつき、年少労働者を酷使することは強い兵隊を作る障害となっているという軍部の不満、及び労働者を圧迫することは社会不安を引き起したという欧州の経験（この結果、社会主義運動が激化した。）をふまえ、政府は、工場法の施行に⁽⁷⁾ふみ切った。けれども、大正5年6月1日より施行しようとする勅令は、枢密院（＝業者団体の圧力が強かった。）の反対が強く、大正5年9月1日からの施行に延ばさざるを得なかった。施行規則が8月3日に公布されたのを受け、ようやく9月1日から施行されることになったのである。

施行された工場法は、常時15人以上雇用する会社及び危険で有害とみなされる事業に適用されることになっていた。そして、12才未満の者の就業を禁止し、1日12時間労働、深夜作業の中止、毎月2日休日制（交替制勤務の場合は4日）などの労働者を保護する規制と、災害扶助制度とから同法はなっていた。しかし、当時でもある程度の事業を営む企業における現状よりも法の規制基準が低かったし、期間付きではあるものの、紡績業には昼夜2交替制が、製糸業には14時間の労働が認められていた。この深夜業が禁止されるのは、相当後の昭和4年7月1日になってのことである。また、精神病や肺結核などの疾病にかかっている者を解雇できるという規定があり、それによって解雇される事例もあったといわれる。他方、12才以降の幼年職工の解雇はあまりなかったともいわれる。

このように、工場法は、けっして労働者保護に関して十分な効果をあげるものとはいえなかったが、大戦景気の中で、ようやく成立したのである。大正5年8月には横浜船埠で大争議がおきており、多くの労働者が苦しんでい

たのである。

こうした大正5年の社会において、国民に大きな影響を与えたのが、「中央公論」1月号に掲載された吉野作造の「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」である。この論文は、大正デモクラシーの指導理念となった「民本主義」を提唱しており、国家機構の自由主義的改革を達成しようとしているものである。この論文の影響は、地価問題を報ずる「北海タイムス」にも散見しており、全国的なものとなっている。

(2) こうした事件や第一次世界大戦の中で、大隈内閣は、大浦事件の影響を受けながらも、がんばっている。このため、2月3日には、衆議院では、大浦事件・内閣いすわりに関する内閣弾劾上奏案が上呈されることになったが、否決されてしまう。

他方、長年の借金財政から予算案における債務の取扱いが問題となった。とりわけ、大正5年1月下旬には、貴族院側が予算案を通すことに反対を示した。これは、前年の議会で国債償還基金を鉄道会計にくり入れるに際し、大隈総理が景気回復の際には基金に戻すとの約束をしたにもかかわらず、財政事情がともなわず無視したことによる。⁽⁹⁾ 俗に「減債基金問題」とよばれ、「北海タイムス」でもその動きが報じられた。北海道では鉄道をどれだけ伸ばすかが大関心であり、この年にはようやく1000マイルに達しようとしていた⁽¹⁰⁾からである。

客観的には、大戦景気になっていたとはいえ、戦費を必要とする段階で、さらに税収を必要としていた。所得税のウェイトがまだ低い当時、税収を弾力的にあげることはできず、残る税目では十分な対応ができなかった。その中で、ごくわずかの税制改正しか行われなかった。行われたのは、輸出醬油の戻税、砂糖消費税、輸出菓子糖果原料砂糖戻税、金券代用証券代用納付制度である。このうち、金券代用による納付は、各種の金券が流通するようになり、それに対応することにより国民の滞納税の便宜に資するとともに、滞納を減らそうとしたのである。さらに、砂糖関係の戻税は、台湾における砂糖の増産と外国産糖との国際競争力に対応しようとしたものである。第二次

世界大戦後にも国際競争の整備に伴う税制改正が盛んに行われるが、大正時代にも盛んに同様に国際競争力の整備を図ろうとしたものであり、そのことは、外国との通商取引が盛んになったことを示している、いえよう。

こうした厳しい財政状況の中では、特に収入がなかなか増えず、戦争のために国債を大量に発行している中では、減債基金から取りくずしたものを戻すことは、政府としては、どうしようもなかったのであろうが、大隈内閣反対派は、減債基金への戻しを実行しなかったことを公約違反として、内閣打倒を試みようとしたと、いわれている。これに対して、大隈総理は、議会終了後の辞職を引きかえに、山県元老に反対派との調停を依頼した。その結果、2月8日に、ようやく貴族院は、付帯決議を付した上で予算案を可決した。⁽¹²⁾

その後、大隈首相は、後任に、立憲同志会の加藤総裁を推せんしたが、山県元老は、長州閥の寺内正毅を推せんしたため、容易にまとまらず、辞職は10月4日となり、その間、政治情勢は、混とんとした状況が続いた。結局、元老院の会議は、寺内正毅を奏上したため、寺内内閣が発足する。なお、この中で、4月25日には、今後の経済政策のあり方を議論するため、「経済調査会」が設けられた。これは、寺内内閣のもとで設けられる「臨時外交調査委員会」⁽¹³⁾と同様に、第一次世界大戦後をみすえている。

(3) 第一次世界大戦による悪影響も少なく、本州各地より遅れて明るい日がさしてきた。そこで、北海道では、自然増収が期待されることに至り、拓殖の前途に期待がもてる状態になってきた。そこで、拓殖計画の見直しが、大正5年になって、今まで以上に論じられるようになった。そうなると、国税の自然増収がどうなるか、注目されることとなる。⁽¹⁴⁾

大正5年1月8日付の「北海タイムス」では、乙竹札幌税務監督局長は、税務施設は前年の方針を踏襲するとともに、一昨年以来の本道税務連絡図編さんは今年完成すると話をしている。現代でいえば、年頭記者会見ともいうべき記事であるが、税務監督局としては税収が増加することは、言明していない。むしろ、税務連絡図を完成することの方が、局にとって関心があったのである。

税の自然増収に関心があったのは、むしろ北海道側であった。自然増収があれば、拓殖費の総額がふえるからである。たとえば、新会計年度にまもなく入ろうという大正5年3月下旬、東京の記者が「問題の自然増収⁽¹⁶⁾」と題して、乙竹税務監督局長と会見したあとの記事を書いている。その記事の中で税務監督局長がどのように発言したかは詳らかではない。しかし、直接国税といっても北海道では所得税や営業税のウェートが低く、望みえないこと、酒税のような間接国税は望みはあるものの自然増収は「自然の増収」であって得て望むべきでないこと、北海道において従来の免租地にして地租を徴すべきものが続々とあらわれており期年ならずして多大の財源となろう、そのために慎重の調査と十分の用意を行っているとするのは、税務監督局長の発言であろうと思われる。というのは、「税額についての予想も付かぬではないが云はぬが花なるべし」とあるのは、役人の発言の常だからである。そのほか、多少成功したり資力あるものは往々北海道に土着しないこと、土着しても、籍を内地のままにしているような相当愛道心の欠けるものなからずというのは記者のコメントであろう。こうした者の存在や納税者の意識の欠如は従来から散見されてはいたものの、はっきり文字に表われたものは少ない。その意味で注目されるべき記事ということができる。なお、地租の調査につき、慎重な調査と十分な用意ということを留意すべきであるとしていることは、今後の地価設定作業の困難さを自覚していることを示している。

大正6年度予算案は、大正5年9月22日の閣議で決められた⁽¹⁷⁾。これは、現代のシーリング決定ともいうべきもので、海軍補充計画の詳細・法律改正など他の要素はあるし、事業内容も決まっていないものの、大きくふえることになる。これにより10カ年間に450万円が加えられることになり、地主側を相当強気⁽¹⁹⁾とならせた。船腹不足も生産物を輸出する地主を強気にさせた。けれども、所得税などを今後将来にわたって2分増進するとみる（実績は3分2厘の増）ことは、地主側に不安をいだかせたことも、事実である。すなわち、拓殖費の財源のうち、自然増収額を64万円とみつもり、道外に本社を有する法人の納税地変更による収入額45万円を財源とする⁽²⁰⁾ことは、納税者の負担を

高めることでもあったからである。

なお、この拓殖計画は、結局、自然増収が予定に達しないことになり、当初の明治42年度から15年間で完成する予定から、完成年度を2カ年延長することになる。⁽²¹⁾けれども、その後も改訂がくりかえされ、2億1406万余円のうち1億6022万余円が支出されたにすぎなかった。⁽²²⁾

(五) 地価問題の発生と展開(その1)

(1) 乙竹税務監督局長が大正5年の年頭記者会見ともいうべき「北海タイムス」の記事について、注目すべきものと前に書いたところである。そこでは、税務連絡図を完成することに局は関心があること、何らかの形で北海道で納税しない者が存在することに言及しているだけではなく、地租の調査に関し慎重な調査と十分な用意に留意すべきであるといっているからである。なぜならば、この会見記事からは直接うかがえないものの、年期明けの土地の地価を決定するための準備作業が進んでおり、また、政友会系の農政研究会が地租軽減をめざし、大活動を始めていた。⁽²³⁾それらが明らかになれば、大さわぎになることは必定であったからである。しかも、前々日には、北海道の政治に大きな影響を及ぼす北海道農会が、宅地より公道に通ずる道路につき、北海道では数十間もあり内地府県と異なるとして、免租するよう首相及蔵相に建議していたのである。⁽²⁴⁾このメンバーは政友会の地方幹部でもあり、この建議の対応を誤れば、政治問題化することが明らかであった。それをわかっているからこそ、「慎重な調査と十分な用意」との発言となったのである。

はたして、大正5年1月12日、空知税務署長宛の嘆願書が、⁽²⁵⁾角田村役場を経由して提出され、翌日局長に税務署長から親展が発せられた。この嘆願書は、毎年1割もの被害をうけ収穫も減じており、内覧された地価標準では負担が厳しく、とうてい負担しきれないので、適当地価標準を設定してほしいという、至極穏やかなものであった。問題は、名を連ねた7名の中に、⁽²⁶⁾角田村の村長である泉麟太郎がいることであり、角田村の重だった人々であったのである。これでは、空知税務署としては、地価標準の決定に大きな障碍

となることは必至であった。この連絡も、庶務課長と署長だけでなされている。それだけに、この情報は緊急で重要な情報であったのである。しかし、「北海タイムス」は、まだ報じていない。

嘆願した人々は、大正5年1月17日になって、空知税務署に出頭し具体的に陳情した。この陳情において、角田村の地主は大地主であるが、最近収穫が減少しつつあるにもかかわらず、びっくりするような地価が設定されている。その地価は道内各地のそれと比較しても甚だしく不権衡であり、北海道の拓殖上も至大の関係がある土地であり、他町村にも大きな影響を及ぼすので、しんしゃくを大きく加えてほしいと、陳情している。署側は、土地の収穫量・小作料・地味・その他の状況等を精密に調査し、収穫量に本道の検査石代を乗じ、公課等を見積もったものである。これでは高地価となるし、計算方法も適当でないと陳情者はいう。そして、陳情者は、角田村の地価は函館と比較して低くとも高くはないし、その他の事項においても計算方法が妥当でないと主張している。そして、地価を再更正することを陳情者は求め、更に嘆願することを申し出ている。なお、この回の陳情には、伊藤廣幾、湯地定基、小島小次郎、国廣興吉（元収入役）が前回の嘆願書に名を連ねた今井弥七次・則武巖雄・氏家盛・小林龍吉といっしょに陳情している。ここで登場している人の多くは、大正7年7月21日に行われた角田村開村30年記念式典（本来は大正6年に行われる予定であったが、碑の材料の運輸の都合でのびたものである。）に、村長及び功労者・来賓として名を連ねる。⁽²⁸⁾伊藤廣幾は北海道農会長で後の政友会選出の衆議院議員、湯地定基は北海道農業の開発の功労者、泉麟太郎は村長で道議で開拓の功労者であるというように、北海道で一定の政治的影響力をもつ人々が集まっていたのであり、国税当局にとって今後の成り行きが心配されることになったといえる。税務署は地主側から地価査定資料の説明が求められた。

1月19日、空知郡外三郡農会長伊藤廣幾のほか、栗沢村長山田勢太郎が出頭した。そこで、有志が集まり、空知税務署が進めようとする地価査定は大問題であり、世論を喚起するため地主大会を開くとともに、「北海タイムス」

まで情報を提供したことが告げられた。このときから「北海タイムス」に地価査定に対する納税者側のクレームの動きがにぎわすことになる。

1月26日に開かれることになった空知外3郡の農会における檄文を税務署は入手している。その檄文の内容は、1月25日付の「北海タイムス」でも報じられる。⁽³⁰⁾それによれば、年明けに際し査定されるものはこれまで決定されたものの倍数に達し、内地府県に比しても不公平であって、当局に糺したい、今後は大正4年において査定する方針により査定するとの事であり、各地方にも今後は非常に不公平な査定となることから、土地価格に大変動を及ぼし、農業不振をまねき、拓殖の本旨に反するし、ひいては本道の価値を減少し道民の利益が減収するので、公平な地価を査定する方途をこうじたいと思ひ、大会を開催したいとのべている。

1月26日の地主大会は84名出席した。35名が委員に選出され、そのうち9人の常任委員となり、今後中心となって行動することとなった。常任委員は伊藤廣幾、道会議員の松実喜代太・五十嵐太郎吉・吉田卓・助川卓二郎のほか、山田勢太郎(栗沢村長)・石立半三郎(蜂須賀農場支配人)・辻村直四郎(元栗沢農会長)・北村暲(元北村区長)である。この常任委員は、大会終了後、税務署に陳情している。常任委員の陳情は、①角田村に対する査定地価は他市町村の既定地価に比し不公平であり、相当の地価に引下げること、②調査委員会を設け公平な地価を協議のうえ決定すること、③田の反当り最高12.3円最低7円50銭、畑最高7円50銭位を標準として地価反金を決めること、④北海道は内地府県と異なり災害等が多く、法規に拘泥せず実体を熟考し適当な負担を認識することを求める。これに対し、地力が他町村と同等であり、民部には適当な委員なく、反金の算出根拠は説明していること、内地と異なることはしんしゃく済であると、署側は反論している。そして、地主大会決議は、税務署に迫り低減を謀り場合により税務監督局長に陳情せんとするもので、第1回の陳情と扱うことを求める。伊藤廣幾は、地価を原則によって決めるか又は標準によるかを求めるが、空知税務署はこのまま確定したいと、返事している。

2月1日に空知外3郡農会は通常総会を開き、建議を大蔵大臣に提出することを決めた。⁽³¹⁾ この建議は、「北海道土地の価格査定に際し道内は勿論各府県の地価を参照し特別の調査を遂げ公平なる地価を査定せられんことを其筋に建議すること」とするものであった。ここで、大臣にまで問題があげられることとなった（なお、伊藤農会長は、それまでの間に税務監督局長にも陳情しているようであるが、日時は確認できない。）。この総会において、地価問題に関する運動方針は伊藤農会長が主導して説明しており、管内町村全部に対し内地府県の地価と時価との関係を記したものを配付し今後の地価査定に関する各村の比準地の調査に注意を喚起している。その結果、各村で地主会が開かれることが見込まれるようになった。⁽³²⁾ なお、瀧川町の地主会（五十嵐太郎吉会長）は、地主より1筆に付50銭を徴収し、地価低減を図る運動にあてることになった。この運動費徴収は、順次増加していく。

(2) こうした地価査定に対する地主達の抵抗が激しくなっていく中で、税務署長会議が大正5年2月21日、22日、23日の3日間にわたって開催された。⁽³³⁾ この署長会議は、2日間を直税部の問題にあて、間税・経理両部の問題は最後の1日があてられたにすぎない。

局長訓示の中で、次のように訓示している。元来北海道において地価の設定は少なく、しかも不統一であった。年期明けの土地に接することになったが、地価設定に関し内地府県はもちろん本道各地の権衡を計り調査を慎重に行うべきである。近時不公平の声や著しく高価なりとするのはいかんであるが、多少の誤解があることが認められる。したがって、注意に注意を重ね一層慎重に地価設定作業に従事するように求めると、訓示している。このように、注意に注意を重ねて地価設定事業を進めるように求めており、地主側の抵抗が激しくなるとは考えていない。

それでは、税務監督局は、どのような基準で地価設定作業を進めようとしているのだろうか。この点に関し、乙竹税務監督局長は、「地価算出方法」⁽³⁴⁾と題する稿を寄せて、説得を試みている。それによると、北海道地券発行条例に依り府県同様の算出例を用いる。種もみ及肥料代は全国各地と同様に、

収穫代金の1割5分で増減を認めていない。石代利率等は、本道中央部より低く、本道の米価はしんしゃく⁽³⁵⁾されている。畑は山に準じ、宅地は賃貸価格の10倍、その他の土地は所得を調査し前例により算出するという。これは一般原則そのものであり、年期明けに突如全額になる理由を説明していない。収穫量の把握方法や変動について、また、代価の調査方法についても説明がない(小樽や函館と同じなのか不明)。蜂須賀農場のように大規模農場が多い角田村に対し、小作人に対する説明も行っていない。さらに、本州中央部と比較するのは官庁としては当然の手法であろうが、角田村の創始者泉麟太郎の出身地(東北)と比較すれば、どうなのだろうか。おそらく、別の説明があったであろう。もっとも、角田村のように、有名地主が多数おり、その方面からの圧力(たとえば蜂須賀のように貴族院からの圧力)が予想されている中で、衆をたのみ、大臣までの陳情がほのめかされては、公式論で行くしかなかったのであろう。そして、満期明けに対する緩和措置が無いこともない(おそらく、最後には考えていたであろうが、明文にはない)。けれども、角田村の大地主(騒動の中心人物)にはおそらく適用がないと思われるので書きようもない。何よりも、北海道の年期明けについては、局長と本省との打合わせがあったことは予想にかたくない。大地主が多く、政治問題(伊藤廣幾のような政党関係者がいることは承知している。)化する可能性がわかっており、本省(=現代の国税庁も兼ねている。)と十分な打合せをしている。そのために、税務監督局長会議には十分な個別協議の日程がとられているのであり、その上で、地価査定を計画的にすすめている。とすれば、ある程度の紛争は覚悟の上で、公式的な説明を試みたのであろう。この新聞記事の原稿自体、本省が了解していたはずである。

こうした原稿でおさまるはずもなく、長沼村、登川村、長沼村なども地主代表が税務署長に地価の算定について見直しを陳情する。そして、空知外3郡地主会は⁽³⁶⁾大正5年3月16日に解散し、新たに空知外3郡町村地主連合会が結成される。各町村に地主会が成立しつつあり、連合会を結成すれば二重になり、会の目的も同一であるとして連合会になったものである。会の座長は

伊藤廣幾である。今後は、連合会が窓口となり行動するとしており、経費の分賦収金も定められた。地価査定に対する反対運動は、この連合会が中心メンバーとなる。

3月20日には、十勝地主懇談会が、「地価設定の公正を図るため調査委員制度の必成を期す」ことを決議した。⁽³⁷⁾ さらに、同会は、「地価設定に関する重要要件を税務当局の単独調査に委するときは為に権衡を失する虞れなしとせず依て前に之れを防止し以て遺憾なからんことを期す」と宣言するとともに、同趣旨の会合には実行委員が出席することを決議し、空知地区と行動を軌を一にすることを明らかにした。

他方、旭川区においても、動きが急激なものとなった。すでに、上川税務署が設定した旭川区の宅地の地価に関し、区民から、高きは実に11.6倍に達するものがあるように突飛に高額であるとして、訴願が提出されていた。3月16日夜、旭川区民大会が開かれ、あくまで再調査を要求し公平なる地価の決定を期すと決議した。⁽³⁸⁾ この決議は即刻、内務大臣と大蔵大臣に電報で発せられたと「北海タイムス」はのべている。「北海タイムス」によると、旭川区における調査は、年末多忙の間に厳しく行われ、法規の精神を没却し慣例に反するとしている。このことにつき、3月16日夜帰札した乙竹税務監督局長は、旭川区の地価はすでに確定しているが、訴願に慎重に対応する、年期明けの土地に対して前年来準備と用意をなしている、地租は10年後にはひとかどの財源となると、新聞記者に回答している。⁽³⁹⁾ 乙竹局長は、従前の方針を堅持している。旭川地主連合会は3月19日の午後には、3月25日には上川支庁管内地主連合大会を開催することを決めるとともに、旭川開発期成会の支援をとりつけた。⁽⁴⁰⁾ さらに、3月23日付の「北海タイムス」は、「大蔵省よりも吏員を派遣し再調査をなさしむる趣伝えらるる処なるが之に対し税務署側は訴願の結果再調査の必要ありとの事なるが格別直に大蔵省より吏員を派遣し税務署に於て設定したるものをば再調査せしむるが如き事はなかるべしと云へり」と報じている。「北海タイムス」は、「大蔵省より相当吏員を出張せしめ真相を取調べしむるは事実なるべし」としており、ある程度の東京での

動きを知っているようである。翌年になって、黒田英雄参事官が来道するきっかけが、ここにみられる。ただし、当時は、参事官まで派遣するとは考えてはおらず、単純に本省からも北海道に行って調べましょうというサービスであったのではなかろうか。これに対し、乙竹局長も、近日中に旭川に出張し親しく調査の上、公平なる裁決を与える⁽⁴²⁾と語ったとも報じている。

この中で、大正5年3月24日夜、市来旭川区長は、旭川地主会常務委員会宅地地価問題に関し旭川区在住各新聞記者を招き懇談会を開いた。旭川区長は、地主会側に支持を与えることを示したことになり、当時の区や町村が、必ずしも税務監督局に従順ではなかったことを示すものである。すでに角田村長も地価設定に対し、当事者として反対側にたっていたので、不思議な現象ではない。旭川に区制が施行されたのは大正3年4月であり、旭川区民の自治意識が高騰していた時期であった。

「北海タイムス」によれば、市来区長は、次のように述べている。すなわち、大正元年の宅地地価修正に関し、宇都宮税務監督局で生じたもめごとに対し、宇都宮税務監督局からの照会に、大蔵省は原則として類地比準により地価を設定し修正すべきであると回答している。この回答によれば、市街地について宅地地価修正法3条にいう制限地が少ないので、現在地価をしんしゃくして相当審査して地価を設定すべきであり、新旧地価の間にはなほだしい懸隔を生じないよう十分の考慮を加え、他日物議の目をいだかせないよう処置されたいとなっている。この通達回答を札幌税務監督局は知っているにもかかわらず考慮を行っておらず、不法きわまりない。今回の旭川区の宅地地価問題に関する旭川地主会からの訴願については、大蔵省より更に慎重な調査を遂げるよう内命が下されている。地価の設定如何によっては、本道拓殖に多大の影響を及ぼすので、新聞記者の援助をお願いすると。

この宇都宮税務監督局の照会については、確認の仕様が⁽⁴⁴⁾ない。けれども、市来区長が何故知っているのか。札幌税務監督局の照会には、類似比準でないと回答している。また、「明治大正財政史」によれば、調査委員会⁽⁴⁵⁾で比較的多くの削減を試みようとしたものがあるとのことであり、その例かもしれ

ない。結論的に、地価修正による見返地租1796万余円に対し22万余円⁽⁴⁶⁾の増加しかないことから、あまり懸隔がないようにする方向での指導があった可能性がある。とはいえ、地価を設定するのに地元区町村の協力をあおがねばならないのに、区長に税務署のやり方は不法であるといわれては、税務監督局の地価設定作業は一層難しくなったといわざるをえない。

大正5年2月の税務署長会議において、田畑等級調査に必要な各区町村の最高収穫量について、意見交換がなされている。そして各地の実況を勘案したうえ本省と打合せて多少最高収穫量を低下して決定されることになってい⁽⁴⁷⁾た。そのため等級調査を行うための収量の目的が4月上旬指示された。空知税務署では、田の上位は沼貝村(1600合)、田の中位は栗沢村(1500合)、田の下位は幌向村及び北村で1400合と指示され、畑は前回調査額を目途とする⁽⁴⁷⁾とされている。この収穫量についても地主の思惑とは違っていたようである。

この通牒と時期を同じくして、税務監督局も何回か本省に照会している。これに対して、大蔵省は類地比準を要しないと回答しているようである。⁽⁴⁸⁾地主会の主張によれば、大蔵省は、旭川区その他市街地における類地の地価がはなはだしく不相当な場合に於てはその地価に比準するを要せず、現況相当の地価を定めてさしつかえないが、北海道の市街地の中には宅地地価修正法第3条の現在地価をしんしゃくし、決定するの必要があり、既存の有地価地近接の土地に対し新旧地価の間に甚だしき懸隔を生ぜしめないように十分の考慮を加え物議の因を残さないようにせよという。要するに、類地比準は地価の修正又は設定の取扱方としては普通の場合には最も妥当なる措置であるが、この原則の適用の結果が却って地価の衡平を失す場合には例外を認めるべきである。旭川区の例は類地比準を適用することはできず、札幌区の例も既存の有地価地は極めて僅少で、市街地の大部分は新に地価の設定を要する土地であって、原則的には類地なきものと解するべきである。既存の有地価地に隣接する小部分の土地に対しては類地とみて幾分の例外を認めることができると解しうるとしている。

これに対し、札幌税務監督局は、近傍に類地なきものとして通弊矯正の取

扱いをすることを考えていた。すなわち、乙竹局長は、従来のものより高価にする考えはなく、類地なきものに対しても十分事務量を酌量し収穫その他土地の状況等を究め決して不当の処置はとらず殊に道内既定の地価に対して甚だ不当の高きに失するものも少なくないが、既定地価の修正は我々の任に⁽⁵⁰⁾あらず法律の結果にまつべきものであり、記者クラブ諸君や政治家が十分に講究してほしいと、記者クラブに答えている。この答えに納得した記者クラブは、「角田村等の宅地に対し設定したる地価は其準拠を誤り甚しく高率に失し（略）地方の発達を阻害する面已ならず延いて本道拓殖の機運を抑止するものと認む仍て本件倶楽部は政府並に地方国税当局に向って之が反省を促し其改善を期す⁽⁵¹⁾」との決議を蔵相に申達することを一時見合わせている。しかし、政友会はあきらめず、相当調査をとげ且つこれの救済等を講ずることを求めた決議⁽⁵²⁾を引きさげることなく、小池代議士や中西代議士を中心として⁽⁵³⁾陳情を続ける。この当時は、あくまで類地比準を求める陳情が容易に容れられない状況にあると、抵抗運動をしていた人々は考えていた。

それでも、開拓に大きな力のある北海道協会の北海道支部は、5月9日に北海道支部総会を開き、陳情運動を支持する旨決議した。⁽⁵⁴⁾北海道支部は、地価査定⁽⁵⁴⁾の制度・方法そのものに欠陥があり、道民は多大の痛苦を被り、拓殖の進捗を阻害していることにかんがみ、地価算定につき速やかに根本的調査をとげ慎重に審議したうえ、北海道の事情に適應する統一的方法を確立した調査を行なうとともに、査定に関し調査機関を設け民意を徴すべき方法を開くことを求めたのである。この決議が、後日大いに生きることになる。

このあと、しばらくの間は、税務署側の再調査が続く。しかし、この調査は単純平穩ではなかった。⁽⁵⁵⁾たとえば、沼貝村では、調査に入ろうとすると、地主会の主宰により全村一致して調査に参加したい（＝立ち会いのことであろう）と申し込まれたが、署員は当方で調査すると答える。現地や役場までの案内をじゃましようとし、署員の質問に答えない。そこで、いったん調査を中止し、当日は地主会が役場であるので、村長とともに署員は列席し、意見を聞く。地主会の意見に対し、その意見は参考にするが、当署の調査は必

要であると答えている。その上、地主会長はすすんで現地案内し説明するよう指示があり、その後は熱心に協力してくれるようになっている。このやりとりが、調査の都度あったところが多い。大なり、小なり、調査にはこうしたやりとりが多数生じたと記録にある。こうした調査は、何組にもわかれ、税務署側にとっても日程的に相当厳しいもので行われているが、前述したように、順調にいくものは少なく、中には、水害などで被災し調査できないもの、地主不在のものも見られている。

税務署側の再調査がすすむ中で、「北海タイムス」には、地価査定をめぐる記事は少なくなる。けれども、地主会はだまっていたわけではない。たとえば、5月19日には、空知ほか3郡連合地主会が開かれた。⁽⁵⁶⁾そこで、伊藤会長から局長との間で角田村の田地価最高は18円、畑は9円30銭と示されたと報告したのに対し、いずれも2円高いとの反対があったものの結局承認される。そして、管内の他の町村の土地は、角田以下の査定と決定されている。地主会の後、税務署長に陳情のため出頭してきている。地主会の決定を地主側が伝えたのに対し、角田村の地価は訴願に対する裁決で始めて決まるものであり、他の町の地価は査定によってはじめて決まるものであるし、角田村以上の土地がないとは信じ難く調査してみないとわからないと回答している。局長に対しても何回か陳情があり（たとえば、「北海タイムス」によると5月12日に局長を地主会がたずねている。）、その中である程度の数字が浮上していたようである。他方、5月13日、野崎監督官が空知税務署に出張しており、その際地主会側は3時間あまり交渉し、監督官は交渉の意を大いに諒とせりと、⁽⁵⁷⁾「北海タイムス」は報じている。

こうした動きをふまえて、政友会本部は、政務調査総会を開き、札幌税務監督局の照会に大蔵省が類似比準を要しないと回答したのは不当であり、また、過酷の課税をもって移民を苦しめるのは拓殖政策と矛盾するもので、⁽⁵⁸⁾地価査定においても適当な改正が必要であると決議した。これに対し、大蔵省は税務官吏の定めた方針は必ずしも排斥すべきものでなく、⁽⁵⁹⁾政友会の決議は地方民の御機嫌とりにすぎないと回答している。その記事の中で、乙竹局長

は、(イ)旭川の訴願は調査中で慎重に考慮中で査定をひかえる段階であり、田畑地価と混同し政党の問題とするのは憤懣であること、(ロ)宅地価については本年は留萌を設定する予定で、滝川については苦情なく設定を了したこと、(ハ)田畑年期明けに伴う地価設定は、大いに考慮しているところであって、古く開けたるが周囲の衰頹せる地方は地価高きにすぎ引下げの必要があるが、中央の旺盛なる地方は多少とも引上ぐることとすべきであると、述べている。⁽⁶⁰⁾これらの記事をみる限り、本省と税務署は、多少は調査をするとしても、引上げる方向で一致している。大蔵当局は、年期明け全道にわたり、増員を行ない、昼夜兼行して土地の実地調査を行ない内地改租当時の例にならない土地の一筆あての収穫石代金利を調査し之を基礎として打算したるものの半額を新地価とした次第であり、⁽⁶¹⁾このような新設定の標準は地価等をもしんしゃくした最も公平なものと考えていた。議会の中でも、類地比準は早計であり、税務官吏の定めたる方針は必ずしも排斥すべきではないといい、大蔵当局の方針を支持していたグループもあった。これを受けて、地価査定が政治問題化することに対し、大蔵当局は不快感を示し、筋を通そうとしていた。さらに大正5年以内に地図調製作業が完成することが報じられた。⁽⁶²⁾

しかし、政友会支部としては、8月10日頃には道議選が予定されていることから、選挙を視野にして活動しはじめていた。大正4年3月の衆議院議員総選挙では、全国及び北海道において立志会が多数を占め、それまで多数を占めていた政友会は野党となっていたから、党勢建て直しに必至であった。大正3年に行われていた前回の第5回道会議員選挙では、政友派（政友会を中心とする会派）は、42人の総数中27人（すなわち、64％）の多数を占めているから、まず、それを維持し、帝国議会での勢力回復を期す契機にしようとしたのであろう。そのためには地主を固める必要があり、地主にとって最も関心があること、すなわち、地価問題を利用する必要があったと思われる。たとえば、函館小樽の最高宅地価が41円、札幌が18円のところ、札幌は制限規定が働き17円となるため、旭川のそれが17円が正当であるところ、10円としんしゃくされているので、根室の6円や釧路の5円40銭（9円のところ制

限付)は公平上問題であり、公平に決定がなされるべきであるとして、官民共の適当な機関を設けることを納税者側は要求する。⁽⁶³⁾

こうした動きは、政友会に対抗する憲政会を動かした。大正5年6月19日、憲政会の政務調査会大蔵部会は、内地の府県に比し当を失するものがあるので標準を変更する必要のあること、また北海道の地価を設定するのに際し所得税や営業税の例にならい、地価調査委員会を組織し官民共同にて地価を設定するのが適当であるとした。地主側の主張は、最大政党を動かしたのであり、北海道地価衡正期正会の意見、——「総選挙のための国会の政略であるにせよ」と記事は述べている。——受け入れたことになる。もっとも、大隈内閣は、このときにはいつ倒れてもおかしくない状態にあった。そして原敬・加藤高明・犬養毅のいわゆる三党首会談がおこなわれ、立憲同志会・中正会・公友倶楽部を合同しようという動きがあった。⁽⁶⁴⁾この動きが、大隈内閣辞職、寺内内閣成立の後の憲政会発足に結びついたことになる。そういう状態であればこそ、地価問題が、この政党の再編を動かした要因ともなったのである。

(4) 現代でも全国国税局長会議が行われたあと、管内の税務署長会議が行われ、国税局長会議の結果報告と、来年度に向けての方針の検討が行われる(現代では、毎年7月10日に行われる定期異動前の最後の税務署長会議となるのが、4月の国税局長会議の後で開かれる管内税務署長会議である。この際に、最後の人事異動の交渉が行われる。)。大正時代には、予算成立後にまず全国の知事会同(地方官会議)が行われ、内務大臣と大蔵大臣の長時間の訓示があり、その時の国会における主要な改正事項とこれに伴う方針が訓示されることが多く、「北海タイムス」でも、その訓示事項が詳細に報道されることが多い。大正5年の春の会同の報道は簡単であったが、地方官会同後に地方官に関し若干の人事異動が行われていることは、例年とかわりがない。

そして、地方官会同の後に全国の税務監督局長会議が行われるが、大正5年5月上旬にも開催されている。⁽⁶⁵⁾このときに、地価査定が個別協議で話し合われたと考えられるが、詳しくはわからない。けれども、当時、定期異動は

行われていないので、税務監督局長会議後の管内税務署長会議では問題とならない。これを示すように、札幌税務監督局管内の税務署長のうち、これから間もなく異動するのは、大正5年10月の根室税務署長、6年1月の小樽税務署長にとどまる。地価問題が鎮静化しはじめる大正6年11月の函館税務署長、大正7年1月の稚内税務署長、7年6月の空知税務署長・河西税務署長・札幌税務署長・釧路税務署長・江差税務署長という大量異動現象が見られるまでは、地価問題のために、人事異動が凍結されている。⁽⁶⁷⁾

こういう状況下で開催された札幌税務監督局管内の税務署長会議では、年期明けの田畑及び宅地の地価設定調査がとりあげられ、ついで、①土地台帳付属図作成状況、②土地異動処理の敏速化のための地主総代人の選出方法がとりあげられた。⁽⁶⁸⁾ ついで、所得税がとりあげられたが、①本年度の特別施策、②山林・鉱業・漁業及農場組織の田畑等の特殊なものの調査、③商工業その他雑業の調査がテーマとなっているのであって、地価設定が大正5年6月の管内税務署を会議の主要議題——いな、むしろ議題そのものであったことを示している。

この会議において、乙竹税務監督局長は次のように訓示を行っている。⁽⁶⁹⁾ この記事は、新聞記事でのべ65行にもわたるほど膨大なもので、如何に、納税者が税務監督局長の訓示に関心をもっていたかを物語っている。

すなわち、乙竹税務監督局長は、次のように訓示している。(i)本道地図(土地台帳付属図)の調製は諸君の督励により順調に進んでいるが、今後とも慎重に作業を進めてほしい。(ii)地価の設定に就ては法に従い作業を進めているところである。内地では地主総代なるものがあり事務につき仲介の労をとっているが、最近本道においてそうしたものが増加しつつある。内地の税務監督局に照会するとともに、この会議において、いかに対処するか討議したい。(iii)大戦開始に際し大影響を受けた本道経済も、内地と同様、好況になりつつある。しかし、繁簡があるのであるから、所得税の調査については十分に注意してほしい。(iv)間税収入が増加していることは喜ぶことであり、今後とも十分心してほしい。(v)徴収事務は熱心な督励により良好な状況にある

ものの、十分でないところもあり、一層の努力を望む。(vi)価格が高騰しているが、予算の増額は不可能であり、一層予算の節約につとめてほしい。(vii)地価事務その他一般事務の増加に伴い、内部事務が停滞する懸念なしとしない。事務の処理に関してはその繁簡に十分な注意を払い内外事務の処理に努力してほしい。

この訓示では、地価査定問題が税務署長の会議の中心議題であり、地価査定及び連絡図完成に全力をそそいでいることが、うかがわれる。税務署としては、法にそって地価設定作業を進めているのに、地主会が各地にでき、地主総代が活動することには大いに不満があるとすることが、うかがわれる。訓示の性格上、あまりドギツイ表現はなく、また、新聞社等に明らかになることもあり、はっきりした指示は読みとりにくい。けれども、税務監督局は法に従い適切な処理を慎重にすすめることを考えていることは明らかであり、そこには、妥協することはみられない。それを受け、税務署長会議は、初日を地租・地価設定・連絡図完成にあて、第二日を所得税その他にあてている。

その後、8月まで地価設定に関する問題は、「北海タイムス」には、ひんぱんにはでてこない。空知税務署管内の連絡図は7月31日をもって完成し、また、8月には、空知税務署では所得税調査会が開催されて10日間で終了したようである。⁽⁷⁰⁾このことは、順調に一連の作業がすすんでおり、地主側も様子見状態であったことを示している。もっとも、税務監督局としては、地主総代の動きに不快感を示しつつも、地主総代を活用することを考えていたらしく、微妙な態度を示している。乙竹税務監督局長は、「北海タイムス」⁽⁷¹⁾の記事の中で、(i)地価の設定について、地主会の意見を常につとめて参考となし、また土地に精通した者についてその事情を聴取し、査定に遺漏なきを期するよう税務署長会議で十分に指示をしており、民間も意思がそ通し、事業の進行に援助されるようになったので事業の進行に向って有力な動きであると考え、(ii)また、内地と異なり、これまで、地主総代が各種のあっせん便宜を図り、手続にも助力を図ってくれてもおらず、地図の備付けもなく、土地の状況に対し十分な準備もない上に地番不明のものも少なくない中で、

地図編成作業を進めているが、地主総代のような執務担当者の専任が必要であり、そうした人々の助力を乞い、土地事務を錯誤ないものとしたいと述べている。この会議をめぐる報道では、地主総代に頼らざるを得ない事情があり、それに期待していることが明らかである。ただ、乙竹税務監督局長の想定する地主総代は、角田村などで活躍する地主総代ではなく、もっと税務署に対しおとなしい内地の地主総代である。そこには、行政の伝統の違い、開拓の歴史というものが、大きく影響している。しかも、北海道の地主会は政友会と結びつき、さらに政友会の政治家が地主総代を兼ねており、その政治的影響が高いという特色があったのを札幌税務監督局側は軽視していたのではなかろうか。その後も、地主会の何名かが調査委員となり横車をおし続けることが税務署の引継事項となっており、空知税務署はその傾向が強い。

もちろん、7月から8月にかけて、土地調査が引きつづき行われている⁽⁷²⁾。多くの町村では調査は比較的平穩に行われているが、石見沢町・栗沢村・沼貝村といったところでは、地主会の全員の立会いが要求されたり、地主会の主張する評価基準の受容が強く要求されている。

あたかも、8月から9月にかけて、拓殖計画の見直しが例年のように話題となってきた。次年度の予算を編成していく作業がはじまるとなると、北海道にとって最大関心である拓殖計画がどうなり、どのように編成されるかが、注目されることとなる。そこで、夏になると、自然増収額が問題となったのである。拓殖計画は、自然増収を財源としていた。しかし自然増収が年々少なくなり、また、実支出額がそれを上回る現象、すなわち、増収が見込みはずれ⁽⁷³⁾（すなわち、自然増収額が予定したものに届かない）となっていた。この理由の一つとしては、最初（すなわち明治43年度）の予算がそもそも大きすぎたという指摘がなされている。

大正5年9月上旬には、拓殖計画の財源がほぼ決りつつあった。「北海タイムス」⁽⁷⁴⁾によれば、自然増収64万円のほか、道外に本社を有する収入額45万円を含み、大正3年度の決算剰余金中12万円（約19万円中北海道の負債額を控除したもの）に国庫の既定支出250万円を加えた合計370余万円を北海道は

内務省と理解していたが、大蔵省はその金額を了解しつつも次年度以降の推定を問題としていた。さらには、北海道が起債した額を無利息にて鉄道院に融通して鉄道工事を達成後に拓殖費から償還するという方策を認めることについて、大蔵省は消極的であった。⁽⁷⁵⁾このため、北海道は、拓殖費の要求は、なかなか提出できなかったが、やがては、370万余円で提出することになると、見込まれていた。後日、11月になって、⁽⁷⁶⁾自然増収が予定額に達しないことが確定的となったため、大正6年度は307万9130円とし、大正15年度までに、拓殖計画の完成年度が2カ年間延長されることになった。こうして、北海道の最大目標である拓殖について、大正5年の夏から年末にかけて急展開を迎えた。こうなると、政友会支部は、拓殖計画の方に感心の重点を移し、8月の道議選もあったことから、地価査定については、一時的に、行動を控えたようで、「北海タイムス」には、しばらく「地価問題」が報じられなくなった。8月の道議選では憲政会が19人、政友会は17人とほぼ伯仲する結果となったものの、政友会は第1位となれず、再び逆転をねらいはじめる。

(5) 大正4年以来紛議を極めている旭川区の地価設定については、すでに他の多くの町村と同様に訴願に至っていたが、内容に欠けるところがあった(「北海タイムス」によれば、何回か資料の提出を税務監督局は求めている)。そこで、9月6日に地主会は実行委員会を開き、⁽⁷⁷⁾審議の上提出した。

再び、地主側は地価設定問題に対して活動をはじめた。有志の会合が9月15日に開かれ、9月16日に「北海道地価設定問題研究会」が⁽⁷⁸⁾設立された。この会は、北海道の地価設定に対する資料を蒐集し調査研究のうえ公平均衡を期そうとするもので、全道各地方にわたり主立った地主及農会長に対し参加が求められ、その多くが参加している。この会が、今後は中心となって地価設定に対する抵抗を繰り返していく。その中心となった常務委員は、田中清輔、長屋平太郎、植田重太郎、松實喜代太、東武、斎藤享、北林吃耶で、そのほか、持田謹也・安藤俊明・吉田敬一・松田学が設立準備に加わっている。この人々の多くは、衆議院議員や道会議員を兼ねているが、あるいは近く選出され、地価設定に対する抵抗の中心をなしている人々である。また、この

人々は、これから、この論文掲載の中で、盛んに登場することになる人々である。すなわち、北海道の政治家の主だった人々を、網羅しているので、税務監督局は驚いたことであろう。

「北海タイムス」によれば、角田村と前後して月形村も訴願に入ろうとして、月形村は税務監督局長に陳情している⁽⁷⁹⁾。これらの報道によれば、角田村について、税務監督局は、24円25銭に定めようとしたのに対し、伊藤廣幾農会長は20円に下げようとし、結局20円に落ちついたという。20円のこの土地が一等水田となるが、伊藤廣幾農会長は空知支庁管内にはこの他に一等地はないと考えた。しかし、税務監督局はこれ以上の良田があるとして、角田村が24円25銭なので月形は18円が相当であるとし、18円を維持するが、伊藤廣幾農会長は、角田村を下げたのならば月形村も下げるべきとし、あくまで類地比準を貫こうとする。税務監督局は、角田村については特別に（やむなく）しんしゃくして地価を下げたものであり、月形村については特別事情がなく原則を貫くとしたのであろう。

税務監督局に対する月形村の陳情によれば、樺戸監獄設置時に2円50銭で払い下げたのに、全国の地価の歩合と将来土地の等級を考査して6円の法定地価が設定された。その後、畑地のうち水田化されたものについては10円38銭の法定地価が設定されたが、その土地は、月形村の民有耕地の1割を占めている。したがって、監獄用地払下当時の土地が類地比準となるべきだと月形村の人々は考えている。これに対し、税務監督局は、宇都宮と異なり類地比準はとれないとしており、地価の算定基準そのものについて対立している。

時期を同じくして、9月30日に、札幌他4郡連合地主会は地価査定に関し税務当局に陳情を行っている⁽⁸⁰⁾。札幌税務署からは、陳情者は幾分当初の目的を貫徹すべき曙光を収めたと報じられている。一方、札幌税務署長は、⁽⁸¹⁾(i)白石村は阿部仁太郎氏の調査と当署の調査は符合し、18円を最高地価とするのが相当であること、(ii)石狩村ではかえって当署の調査より高いと考えており、両者相互の理解より円満な終結をみたいと考えているのである。したがって、何も税務署側は約束しているわけではない。

この大正5年10月には、新十津川村でも地価査定をめぐって騒がしくなっている。⁽⁸²⁾この新十津川村は、奈良県十津川流域で大洪水に見まわれた人々が、村をあげて移り住んで来たところであり、よく団結している村である。税務署側の査定と地主側の地価との差は、角田村ほど大きくはなく、1割ないし2割（田15円75銭対17円、畑7円70銭対8円50銭）という程度であるし、その主張も緻密であり、角田村の地主会のように政治的に動こうとする人々ではなかった。ここでは、税務署に地目変換届を税務署から返してもらうという行為に出ている。そして、訴願に移行している。

また、7月から10月にかけて、瀧川町や砂川村で、地価査定のための調査が盛んに行われたが、それでも半分しか終了していない。瀧川町地主は、地価調査委員会が印刷した「瀧川町畑地価等級段単価表」をつくり、配布しており、それでもって税務署とやりとりしている。その表によれば、一等の畑であっても8円50銭にとどまっている。その上、調査にでかけると、臨時の地主会が召集され、そこで説明させられている。たとえば、砂川村村長は始めは好意を示しつつも、いろいろの事情をしんしゃくしてほしいと願い、臨時地主会であるので対話してほしいと要求している（8月17日の砂川村での例）。⁽⁸³⁾こうした例は、砂川村に限らない。これでは、砂川村に十日も出張しても、半分しかすまないのは、当然であろう。

(6) 大正5年11月5日、「北海道地価衡正期成会」が創立され、局面が大きく変化する。今後、地価衡正期成会が、地価設定をめぐる抵抗の中心となってくる。

4年12月旭川地価設定問題に関し納税者の抵抗が火を噴き、その後、石見沢町・月形村その他にもその問題が波及し、各地に地主会が結成されてきた。政友会北海道支部・立憲同志会北海道支部・北海道協会・札幌記者倶楽部等も、納税者を支援する決議を行うとともに、当局や本省に陳情がなされた。そして、これらをまとめた形で11月5日に「北海道地価設定問題研究会」がつくられ、地主大会も同時に開催されることになったのである。「北海タイムス」は、この動きに対し、不文の憲法絶好の慣例である類地比準法を疎外

し土地の実際の状況と民間の主張を閑却するのは遺憾としつつも、当局の態度必ずしも非ではないとし、新しい組織に期待している。

もともと、「北海タイムス」は、11月2日及び3日の2日にわたる記事⁽⁸⁵⁾の中で、税務監督局の態度は縁日の商人であると皮肉っている(別表1参照)。そして、府県の割合からすれば法定地価は2円40銭8厘弱が相応で、また、一貫等級法によれば田は29円、田20等は6円25銭、畑1等20円10銭、畑25等は1円50銭、田で10円は17等、畑の10円は15等であるのでやりきれないので、一貫等級表の改正及税務署管内に調査委員を置くのがよいと提案したうえ、道民の一致団結を強く主張している。

また、11月2日には、道会に土地問題に関する建議が提出され、25日可決⁽⁸⁶⁾されている。それによれば、(イ)現行地価算出方法の改廃、(ロ)北海道田畑地価一貫等級表の改正、(ハ)各税務署管内に調査委員を設置、(ニ)不当地価の修正を求めたものであった。

11月5日午後1時に地価問題有志大会が豊平館で開催され、東武が座長になった。出席者は200余名であり、出身地は全道各地に及んでいる。

その席上、松實喜代太の調査報告によると、勘案によれば本道の田地は49円が適当(法定地価は6倍2分5厘)であるが、他に80円の価格のところもあれば、法定地価は12円83銭、畑は反22円が相当である。しかも主税局長は、法定地価は時価の10分の1が法定地価として相当であるという。しかるに、税務当局の設置地価は従来の設定地価を無視している。しかし、府県の割合で計算すると、北海道の田は売買価格182円25銭、畑183円58銭となり、とても買主がない。これは、税務当局が法令改廃の権を有するに等しいと報告した。主税局長の発言は確認できなかったが、時価と法定地価との間にある程度一定の幅があるのが通常であるので、札幌税務監督局の査定は、少し幅があろう。ただ、北海道(とくに角田村)は、府県に比しても地価が高くなっているので、現状を考えれば、高いとは言えないであろう。

続いて、田中清輔により、「北海道地価衡平期成会宣言」が読みあげられ⁽⁸⁸⁾た。そこでは、地租条例及び是に関連する各法令の精神をくみ、又内地府県

の情況と本道の実際とに照し当局の基準に拠りて地価を算定せしむると共に既に設定した不当地価に対しても修正を加え、賦課を衡平にさせようという主張が述べられている。

さらに、植田重太郎により、次の決議事項が朗読された。⁽⁸⁹⁾その決議は次の通りである。

(i)現下税務当局が執りつつある地価算出方法を改め適當の基準に據らしむる事

(ii)北海道地価一貫等級を改正し本道の実情に適應せしむる事

(iii)本道地価査定のため法律を以て特別調査機関を設置するの道を立てる事

(iv)従来設定しある不当地価を修正して衡正を得せしむるの道を講ずる事

こうして、地主側の主張が、まとめあげられた。そのうえで、地価衡正期成会常務員が、次のように決定された。北林吃耶（篠路）・植田重太郎（篠路）・斎藤享（篠路）・田中清輔（篠路）・東武（芦別）・長屋平太郎（大沼）・松實喜代太（空知郡）・青木利一（深川）・徳光大次郎（余市）・添田欽光（深川）・竹内静勝（札幌）・高桑市蔵（名寄）・田中茂（上川管内）・廣瀬悦太郎（名寄）・助川貞二郎（名寄）・桜井良三（名寄）・宇喜多秀夫（大沼）・岡田伊太郎（大沼）・松本今次郎（茅室）・田口源太郎（名寄）であり、これから活動が高まる地域から多くの常務委員が選出されている。不思議なのは、角田村からは常務委員に選出されていないことである。これは、農会等と別の組織と区別しているのかもしれない。もっとも、地方委員も多数選ばれており、その中に角田村も入っている。⁽⁹⁰⁾

いずれにしろ、地価設定に関し、ここで抵抗の中心となる団体ができ、これが中心となったことはたしかである。なお、同じ11月5日に、「水産税」⁽⁹¹⁾についても、全道漁民大会が開催され、減税を求める旨決議をしている。ここで、海陸にわたって税に対する抵抗がもりあがったことになる。

大正4年1月から5年11月5日までの地価査定をめぐる動きを今回は追ってきた。本来は、大正5年12月の乙竹税務監督局長の更迭まで、今回は予定していたが、大正5年11月5日の地価衡正期正会が創立され、局面が大幅に

変化したところで、予定の枚数に達した。このため、11月6日以降に関しては、次稿において、詳しく述べることにする。

大正4年以前は、北海道における有租地は極めて少なく、地租に対する道民の意識は、決して高いとは言えなかった。が、衆議院議員の選挙権や道議会議員の選挙権の要件であり、また、拓殖の財源となっていることから、年を経るにつれて、道民の地租に対する意識は高くなった。これまで、拓殖計画の節目や、行政改革や税制改革の際には地租について意識が高まっていた。それよりも、道政の改革の際に地租についての意識が盛りあがったと、いった方が正確であろう。

大正4年に至り、北海道特別免租年期明地が生じ、また、地目変換に伴う地価修正を行う土地が生じることになった。このため、地価の設定及び修正を行うこととなり、多くの問題が生じたわけである。もともと、内地では地租条例による地価の設定修正は主として収穫量が基準となって類地比準を行うものであったが、北海道にあっては、もともと有租地が少なく、逐次地価を設定していくことになっていた。やむなく、北海道では、たまたま存在した少数の既に地価が設定された土地に比準して多数の土地を律しようとする動きもあったが、それは危険であった。少数の設定された土地は、その土地の地力・品位等の多くの要素を総合的に勘案した場合他の比準にふさわしいものであればよかったが、そうでないものがあった。また、収穫量についても、自作と小作とにより異なるし、改良度合、管理、除草施肥の巧拙精粗により収入に大きな差異が生じることは明らかである。何よりも、純収入の真実を得ることは極めて難しいのは、いつの世も同じである。

こうした条件の中で大正4年に北海道で地価設定作業が大々的にスタートした。3年2月に着任した乙竹税務監督局長により、それまでの等級調査がやりなおされることになった。

多くの土地で問題が発生することは覚悟したことであろう。角田村が紛争の中心地となったのは、空知税務署の責任ではない。角田村が紛争地となった理由としては、(i)北海道の中でも角田村の土地の地価が高く、内地の府県

よりも高い状況であったこと、(ii)角田村が開拓地の中でも模範地であり、皇族がひんぱんに訪れ、村民もそのことにプライドをもっていたこと、(iii)角田村が当初から角田支藩の流れをくみ、まとまりがよかったこと、(iv)角田村には大農場が多く、したがって大地主が多く、その大地主も識見が高いうえに、政治的に動く人であり、さらに、北海道の政友会の中心人物の人々であったことなどがあげられる。これらの多くの条件が重なったためである。これらの条件は、現代でも、これほど多く重なることは少ないであろう。いわば、珍しいケースであろう。けれども、その結果、地価設定及び修正について、調査委員会制度を全国的に設けさせることになったのである。

空知税務署を含む北海道の地価設定は大正4年に始まり、大正7年に至る4年間に設定せられたが、その大部分が訴願されることとなった。まさに、この地価設定事業は、北海道の税務行政史の中でも、一大トピックであるというべきであるのに、正史ともいべき「北海道国税70年のあゆみ」は、回顧談の中での一人にしか言及させていない。けれども、地価査定に関する紛争は「北海タイムス」が詳しく報じているほか、北海道庁資料館（別名「赤レンガ庁舎」）に「安部宇之八文書」（安部宇之八は、次回以降、盛んに登場する。）がある。さらには、「租税史料館」にも資料があるほか、「栗山町史」によって、地主側及び村側の双方の対応を知ることができる。角田村を中心とした地価査定に対する抵抗について、さらに資料が発見される可能性が高い。その資料についても、言及してゆきたい。

注

- (1) 綿引 弘「世界の歴史がわかる本・〔帝国主義時代～現代〕篇」三笠書房、（以下、「綿引」という。）114頁。なお、第一次大戦期の日米関係については、池田十吾「第一次世界大戦期の日米関係史」成文堂参照のこと。
- (2) 綿引112頁。
- (3) 綿引111頁。
- (4) 「日録20世紀」1916年版、3頁～15頁。
- (5) 「豆成金」、「薄荷成金」、「でんぶん成金」ともよばれる。榎本守恵・君尹彦「北海道の歴史」195～197頁。榎本守恵「北海道の歴史」302頁～305頁。北海道の成金の代表者としては高橋直治の名があげられている。が、新聞にあげられる話

- は、必ずしも特定の人物ではないとも、これらの書物は記している。なお、北海道の場合、成金は大正6年の方が多いのではないかと思われる。
- (6) 「日録20世紀——1916年」, 10頁～11頁。
 - (7) 「日録20世紀——1916年」, 27頁～29頁。
 - (8) 「日録20世紀——1916年」, 20頁～21頁。
 - (9) 有馬学「日本の近代4——『国際化』の中の帝国日本」(以下、「有馬」という。) 101頁。「北海タイムス」大正5年1月15日付「減債基金の復旧」。
 - (10) 鉄道1000マイルの祝賀会は、大正5年5月28日に行われた。そのありさまは、大正5年5月29日の「北海タイムス」でくわしく報じられている。
 - (11) 「明治大正財政史」7巻, 650～651頁, 728～733頁, 759～760頁, 842頁, 967頁, 1027～1028頁。
 - (12) 「帝國議會貴族院議事速記録」32—387～389頁(東京大学出版会版)。「帝國議會貴族院議事速記録」第37回議會(一)4—117～122頁(臨川書店版)。貴族院の予算委員会で、一の警告的希望を以て發議した委員があり、それを予算委員会が認めたことを、予算委員長が本會議で報告している。警告的發言は、「政府ハ此會期切迫ノ時ニ際シ斯克多数ノ追加豫算案ヲ提出セラレタルハ豫算ノ審査上大ニ遺憾トセル所ナルヲ以テ将来ハ十分ナル注意ヲ加ヘナレムコトヲ望ム」というものである。
 - (13) 「有馬」119～120頁。
 - (14) 「北海タイムス」, 大正5年1月15日付「本道拓殖計画の前途」, 同1月26日付「拓殖計画新案を立つ可し」, 同2月2日・3日・4日「前計画と現計画(上・中・下)」, 同3月16日・17日「俵長官の拓殖計画談」。
 - (15) 「北海タイムス」大正5年1月8日付「5年度稅務方針」。
 - (16) 「北海タイムス」大正5年3月20日付「東京便——問題の自然増収」。
 - (17) 「北海タイムス」大正5年9月26日付「財政計画決定す」。
 - (18) 「北海タイムス」大正5年9月18・19・20日付「財源先づ決す」。
 - (19) 「北海タイムス」大正5年9月18日付「戦乱と我が海運界」。
 - (20) 「北海タイムス」大正5年9月5日付「拓殖財源愈々定る」。もっとも人々は既にこれまでの交渉をふまえ、増収の見込みはずれを心配していた。たとえば、「北海タイムス」大正9年8月17日付「拓殖計画の改善(続)」。
 - (21) 「北海タイムス」大正5年11月20日付「本道拓殖費年度割」。
 - (22) 北海道廳「北海道第一期拓殖計画事業報文」5頁～7頁。
 - (23) 「北海タイムス」, 大正4年4月11日付「地租輕減問題」。同、大正4年8月7日付「有租地と年期地」。
 - (24) 「北海タイムス」, 大正5年1日7日付「地租改正建議」。
 - (25) 空知稅務署「地價問題秘密書類」(租稅史料館藏)(以下、「地價問題資料」という), 第1書類。
 - (26) 7人は、次の通り。いずれも、地價問題で今後とも活躍する人々である。
則武巖雄, 清野庄三郎, 泉麟太郎, 浅野幸七郎, 小林龍吉, 今井弥平次, 氏家

盛。

- (27) 「地價問題資料」第2書類。
- (28) 「栗山町史」354～356頁, 310～313頁, 516頁～518頁, 211頁～232頁。
- (29) 「角田村史」によると, 大正2年4月に選挙において, 小林・国廣・伊藤は村会議員となり, 大正5年6月に小林も村会議員に当選, 則武は再選されている(定員は20名で半数改選)。そのほか, 土功組合や村の役員・村会の役員をしているもの, したものが多。
- (30) 「北海タイムス」, 大正5年1月25日付「地主会開始の議」。
- (31) 「北海タイムス」, 大正5年2月3日付「空知郡農会総会」。
- (32) 「北海タイムス」, 大正5年2月5日付「全道地主大会を開け一地主」。同大正5年2月26日付「深川地主会創立総会」。同大正5年2月14日付「十勝地主会」。同大正3月14日付「旭川地主会の活動」。
- (33) 「北海タイムス」, 大正5年2月22日及び23日付「税務署長会議」。
- (34) 「北海タイムス」, 大正5年3月2日付「地價算出方法」。
- (35) 具体的には, 次の数字となるとする。
- (36) 「北海タイムス」, 大正5年3月16日付「1日地主会解散」「空知地主総会」。
- なお, 明治44年に支庁の規模において「空知支庁管内地主会」が設立されている

	本州中央部産	本 道 産
田 米	5円～4円以上	2.960円
畑 大 豆	4円～3円内外	1.960円
利 率	6朱内外	函館開拓支庁 0.73 札幌支庁 8朱8厘 根室支庁 8朱8厘
地 租 率	3%	1%
地 方 税 率	1%	2%

が, これとの関係は調査中。この時は, 30町歩以上所有の地主65名により構成された。浅田喬二「北海道地主制史論」212頁。

- (37) 「北海タイムス」, 大正5年3月23日付「十勝地主懇談会」。
- (38) 「北海タイムス」, 大正5年3月17日付「旭川区民大会」。
- (39) 「北海タイムス」, 大正5年3月18日付「旭川地價問題意見」。
- (40) 「北海タイムス」, 大正5年3月21日付「旭川地主連合会」。
- (41) 「北海タイムス」, 大正5年3月27日付「地價再調査問題」。
- (42) 「北海タイムス」, 大正5年3月23日付「旭川地價問題」。
- (43) 「北海タイムス」, 大正5年3月26日付「旭川地價懇談会」。旭川区の宅地価は, 大正4年12月に設定された。
- (44) 宇都宮税務監督局の文書は, 東京税務監督局に引継がれており, まだ, 集中

- 簿書庫にいくつか残っていると思われる。ただし、現在のところ確認できない。
- (45) 「明治大正財政史」第6巻702頁～704頁。
- (46) 「明治大正財政史」第6巻703頁。
- (47) 大正5年4月11日付札幌税務監督局長通牒(秘)。「地価問題資料」第16書類。
- (48) 「北海タイムス」, 大正5年5月20日付「政友会と地価査定」。
- (49) 「北海タイムス」, 大正5年5月8日・9日付「本道地価設定問題——免租期限満了に伴ふ——(上・下)」。
- (50) 「北海タイムス」, 大正5年4月15日付「乙竹局長の談——地価査定問題」。
- (51) 「北海タイムス」, 大正5年4月15日付「地価査定反省決議——札幌記者倶楽部にて」。
- (52) 「北海タイムス」, 大正5年4月8日付「政支部の決議——地価査定問題」。
- (53) 「北海タイムス」, 大正5年4月13日付「地価問題——刻下の重大事件」。これは道会副議長の談話である。
- (54) 「北海タイムス」, 大正5年5月10日付「北海道協会支部会」。
- (55) 「地価問題資料」第20書類, 大正5年5月19日付 現代の質問検査権のやりとり に似たところが見受けられる。
- (56) 「地価問題資料」第19書類。
- (57) 「北海タイムス」, 大正5年5月15日付「地価査定評議」。
- (58) 「北海タイムス」, 大正5年5月19日付「政友会と地価査定」。
- (59) 「北海タイムス」, 大正5年5月21日付「地価問題と当局」。
- (60) (59) に同じ。
- とはいっても、旭川については、書類の提出を請求中であるが提出がなく、そのために再調査が自然にのびているという。納税者側が資料の提出を拒否しているということである。「北海タイムス」大正5年5月25日付「税務局長と地価」。
- (61) (59) に同じ。
- (62) 「北海タイムス」, 大正5年5月24日付「本道地図調製」。
- (63) 「北海タイムス」, 大正5年5月27日付「本道今後の大問題(下)——適當の調査機関を要す」。
- (64) 「北海タイムス」, 大正5年6月19日付「地価問題決議」。
- (65) 「有馬」103頁。
- (66) 「北海タイムス」, 大正5年5月5日付「事務官後任選定難」。このときは、局の事務官が一人欠任で、その補充が問題となっている。
- (67) 「国税北海道70年のあゆみ」, 251頁以降の歴代署長名簿。ただし、根室は地租の査定に関して若干問題がおきていた。前述。
- (68) 「北海タイムス」, 大正5年6月20日付「税務署長会議」。
- (69) 「北海タイムス」, 大正5年6月21日付「税務署長会議」。
- (70) 「北海タイムス」, 大正5年8月2日付「空知時事」。
- (71) 「北海タイムス」, 大正5年7月8日付「査定問題と地主総代——乙竹監督局長談」。

- (72) 「地價問題資料」第26書類～第32書類。
- (73) 「北海タイムス」, 大正5年8月17日付「拓殖計畫の改善」。
- (74) 「北海タイムス」, 大正5年9月5日付「拓殖財源愈々定る」。同, 大正5年9月6日付「俵長官談」。
- (75) 「北海タイムス」, 大正5年9月16日付「拓殖費要求書提出」。
- (76) 「北海タイムス」, 大正5年11月20日付「本道拓殖費年度割」。
- (77) 「北海タイムス」, 大正5年9月6日付「旭川地價問題」。
- (78) 「北海タイムス」, 大正5年9月17日付「地價査定調査会」。同, 大正5年9月18日付「地價設定問題研究会」。
- (79) 「北海タイムス」, 大正5年9月17日付「不当地價設定陳情」。
- (80) 「北海タイムス」, 大正5年10月1日付「収支地主會役員会」。同, 10月2日付「地價低減請願」。
- (81) 「北海タイムス」, 大正5年10月7日付「地價低減問題」。
- (82) 「地價問題資料」第37書類～第41書類。
- (83) 「地價問題資料」第29書類。
- (84) 「北海タイムス」, 大正5年11月2日付「地價問題協議」。
- (85) 「北海タイムス」, 大正5年11月2日付「地價査定問題 (上)」。同, 11月3日「地價設定問題 (下)」。
- (86) 「北海タイムス」, 大正5年11月2日付「地價問題建議」。
- (87) 「北海タイムス」, 大正5年11月6日付「地價問題有志大会」。
- (88) (87) に同じ。
- (89) (87) に同じ。
- (90) 「北海タイムス」, 大正5年11月9日付「地價衡正額」。
- (91) 「北海タイムス」, 大正5年11月6日付「全道漁民大会」。
- (92) 「北海タイムス」, 大正5年11月6日付「全道漁民大会」。

別表1 地価査定の動き

旭川区	明治43年地価修正以前	1戸分(160坪)…平均13円86銭 (坪8銭5厘6毛弱)
	“ 修正後	1戸分 ……………99円64銭 (坪61銭5厘1毛弱)
	大正4年12月設定の新地価	1戸分 ……………576円39銭 (坪3円55銭7厘9毛強)
角田村	大正5年1月設定	(田1等 24円25銭 畑2等 10円50銭
	署からの再通知 伊藤廣幾農会長の主張 おちつき	田1等 20円 (反) “ 14円50銭 “ 18円 (1貫等級表による)
岩見沢町	大正3年設定	(田1等 10円50銭 畑1等 8円 畑2等 7円
	署の通知	田 16円～17円
月形村	設定地価	田 10円38銭
	署の通知	“ 20円～22円
	“ 再通知	“ 18円 (角田村決定後)
	地主会主張	“ 14円50銭

(資料) 「北海タイムス」大正5年11月2日, 3日, 6日。

別表2 関係年表

大正	西暦	北海道	国内	国外
3	(1914)	(蓮見義隆局長／中村純九郎長官)	1.12 桜島大噴火 1.14 全国三税廃止大会 1.23 シーメンス事件発覚。議会で追及される。	
		2 乙竹仲太 札幌税務監督局長就任	2.5 内閣弾劾大会 盛んとなる	
		2.25 旭川町を旭川区とする旨告示さる	2.10 内閣弾劾で民衆が警官隊と衝突	
			3.23 予算案不成立	3.24 英・中・チベット、中印国境線画定協定
			3.24 山本内閣総辞職	
			3.26 31回帝国議会終了	
			3.28 改租延納金免除ニ関スル法律（法律2号） 〃 災害地地租免除ニ関スル法律（法律1号）	
			3.31 地租条例改正（法律18号）	
		4.1 旭川町、旭川区となる	4.16 第二次大隈内閣成立	
		4.21 西久保弘道長官就任		
			5.4 第32回帝国議会（5.4～5.8）	5.1 袁世凱、中華民国約法を公布
		6.3 拓殖計画の2	6.20 第33回帝国議	6.28 オーストリア

大正	西曆	北海道	国内	国外
3	(1914)	<p>年延長が報道さる (この年は決定せず)</p> <p>7. 1～3 全管税務 署長会議 (局長が地 価設定に重点を置いて訓示)</p> <p>10.20～11.18 通常道 会</p> <p>10.25 立憲同志会支 部発足</p> <p>11.15 札幌交友会 (政友会系)発足。長 らく札幌区会の多数 派となる</p> <p>11.18 北海道に凶作 救済資金特別会計所</p>	<p>会 (6.20～6.29)</p> <p>8. 3 欧州戦乱勃発 のため東京・大阪で 株価暴落 (12月まで 低落)</p> <p>8. 7 英国駐英大使、 日本海軍の出動を求 む</p> <p>8.23 日本、ドイツ に宣戦布告</p> <p>8.27 膠州湾を封鎖</p> <p>9. 2 陸軍、山東半 島に上陸</p> <p>9. 3 第34回議会 (9.3～9.10)</p> <p>10.14 赤道以北のド イツ領南洋諸島を占 領</p> <p>11. 7 青島を占領</p>	<p>皇太子、サラエボで 暗殺される</p> <p>7. 8 孫文、東京で 中華革命党を結成</p> <p>7.28 オーストリア、 セルビアに宣戦布告 (第一次世界大戦始 る)</p> <p>8. 1 中国、国会再 開</p> <p>8. 4 イギリスもド イツに宣戦布告</p> <p>8.15 パナマ運河開 通</p> <p>8.26～8.30 タンネ ンベルクの戦</p> <p>9. 5～9.12 マルヌ の会戦</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
3	(1914)	設置さる	<p>12. 3 加藤外相、日置公使に21か条要求提出を訓令</p> <p>12. 5 第35回帝国議会召集</p> <p>12. 25 衆議院解散</p>	
4	(1915)	<p><乙竹仲太局長／西久保弘道長官></p> <p>1. 14 畜産組合法公布</p> <p>3. 2 5 第12回総選挙、政友派をおさえて立憲同志会大勝</p> <p>6 月 本道連絡地図調製事業開始</p> <p>7. 22～25 空知・上川・河西に大水害。</p> <p>8. 1 北海道自治協会設立</p>	<p>1. 18 日置公使、中国政府に21カ条要請を提出</p> <p>1. 25 米価調節令公布</p> <p>3. 2 5 第12回総選挙、与党大勝（同志会153, 政友会108）</p> <p>5. 17～6. 9 第36回特別議会</p> <p>5. 25 中華条約調印</p> <p>6. 21 2個師団増設を含む追加予算公布</p> <p>7. 6 台湾で抗日蜂起発生</p> <p>7. 29 大浦兼武内相辞任</p> <p>8. 10 大隈内閣改造</p>	<p>2. 25 上海で国民対日同志会結成以降、中国で日貨排斥運動激化</p> <p>5. 7 英客船ルシタニア号撃沈さる</p> <p>5. 9 中国側、21カ条要求を受諾</p> <p>5. 20 イタリア、ドイツに宣戦布告</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
4	(1915)	<p>8.12 俵孫一長官 (10.1~10.13通常道会)</p> <p>11.5 焼酎原料に馬れい薯を含ませるよう北海道協会は求める。 即位礼後、青豌豆・菜豆の取引き活発となる</p> <p>12月 角田村に地価設定さる</p>	<p>9.23 東京期米相場暴落 この後上昇に転ずる</p> <p>11.10 大正天皇即位礼</p> <p>(12.1~5.2.28第37回議会)</p> <p>12.4 東京株式市場暴騰(大戦景気の始まり)</p>	<p>12.11 中国、袁世凱を皇帝に推戴される</p> <p>12.25 中国で第3革命始まる</p>
5	(1916)	<p><乙竹仲太局長/俵孫一長官></p> <p>1.3 乙竹局長の年頭談話(「北海タイムス」)</p> <p>1.6 北海道農会、首相及蔵相に対し、「地租改正建議」を提出</p> <p>1.13 空知税務署長あてに、地価査定問題に関する嘆願書が、角田村村長を経由して提出される。</p>	<p>1月 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(「中央公論」)</p> <p>1月 貴族院で減債基金問題発生。</p> <p>1.31 大隈首相、山県有朋に減債基金問題についてのあっせんを依頼</p>	<p>1.1 袁世凱、帝位につく</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
5	(1916)	<p>1.17 角田村の地主代表が、地価査定問題について空知税務署長面談の上陳情</p> <p>1.19 地主会代表が空知税務署に出頭し、地価につき陳情</p> <p>1.20 空知支庁管内地主大会が開催される</p> <p>1.26 空知外3郡農会開かる(84名の地主が出席)</p> <p>2.1 空知町3郡農会総会 地価の公平な査定を求め建議を大蔵大臣に提出することを決定</p> <p>2.20 十勝地主会、上川・空知方面と協調することを決定</p> <p>2.21~23 札幌税務管理局管内税務署長会議——地価問題を中心に協議</p> <p>2.22 深川村地主会設立</p> <p>2.22 「北海道拓殖促進に関する建議」を衆議院が可決</p> <p>2.26 瀧川地主会総</p>	<p>2.9 英国より、インド洋・シンガポールへの軍艦派遣要請を受ける</p> <p>2.28 貴族院は、大正5年度予算案を付帯条件付で可決</p>	<p>ドイツ、潜水艦作戦を強化</p> <p>2.21~7.11 ベルダン攻防戦</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
5	(1916)	<p>者の支援を求める</p> <p>3.25 上川支庁管内 地主会開催</p> <p>3月中旬 乙竹局長、 上京して地価問題に 関し本省と打合せ (3月16日に帰札)</p> <p>4.6 政友会北海道 支部、地価設定につ き相当の調査と救済 等を講ずるべき旨決 議</p> <p>4.11 政友会北海道 支部、地価問題につ き税務監督局長に陳 情</p> <p>4.13 札幌記者倶楽 部が、地価査定につ き、税務監督局の反 省を促す旨決議</p> <p>4.14 地価問題につ き、札幌記者倶楽部 記者代表が、税務監 督局長と懇談</p> <p>5月 全国税務監督局 長会議</p> <p>5.9 北海道協会北 海道支部が、旭川区 の宅地地価につき、 統一的再調査と調整 機関の設立を求める 決議を行う</p>	<p>3.30 英国の要請に より、軍艦8隻をシ ンガポール附近へ派 遣</p> <p>4 陸軍2個師団増設</p> <p>4.25 経済調査会官 制(勅令)</p> <p>5.6 製鉄業調査会 官制(勅令)</p> <p>5.24 原敬、加藤高 明、犬養毅の三党首 会談</p>	<p>4.22 段棋瑞内閣成 立</p> <p>4.24~30 ダブリン で反英武装蜂起</p> <p>5.15~7.17 オース トリアとイタリア軍 がトレンチノで戦う</p> <p>5.31~6.1 ユトラ ンド沖海戦</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
5	(1916)	5.12 札幌支庁管内 地主代表が、札幌局 を訪問し陳情 5.13 「北海タイムス」 記事——「地価査定 問題」 5.16 北海道協会、地 価問題につき決議を 行う 5.18 政友会本部、「地 価設定決議」を出す 5.19 空知外3郡連 合地主会開かる 〃 「北海タイムス」 記事——「政友会と 地価査定」 5.21 「北海タイムス」 記事——「地価問題 と当局」 5.26～27 「北海タイ ムス」記事——「本 道今後の重大問題 (上)(下)」 5.29 北海道鉄道1000 マイル祝賀会 6.19～21 札幌税務 監督局管内税務署長 会議 6.19 「北海タイムス」 記事——「地価問題 決議」 7.8 「北海タイムス」		6.6 袁世凱、病没 7.1～11.18 ソンム

大正	西暦	北海道	国内	国外
5	(1916)	<p>記事——「査定問題と地主総代——乙竹監督局長談」</p> <p>7.31 空知税務署管内の連絡図完成</p> <p>8.1～10 空知税務署所得税調査会開催。順調に進行</p> <p>8.17 「北海タイムス」記事——「拓殖計画の改善」</p> <p>8.10 第6期道会議員選挙——政友会19意政会17とほぼ伯仲</p> <p>9.2 大正6年度予算案決定閣議</p> <p>9.5 「北海タイムス」記事——「拓殖財源愈々定る」</p> <p>9.6 旭川区地主会実行委員会開かる——訴願は近く委員会に回付さる——</p> <p>9.15 有志が会合し、「北海道地価設定問題研究会」を組織</p> <p>9.16 「地価査定調査会」組織さる</p> <p>9.17 「北海タイムス」記事——「不当地価設定陳情」(月形村)この頃月形村に地価</p>	<p>7.3 第4回日露協約</p> <p>9.1 工場法施行</p> <p>9.22 大正6年年予算案が閣議で大枠がきまる</p>	<p>の戦</p> <p>8.13 鄭家屯事件</p> <p>9.15 英軍、第一次世界大戦において、はじめて戦車を使用</p>

大正	西 曆	北 海 道	国 内	国 外
5	(1916)	<p>を設定</p> <p>9. 30 札幌地主会代表、地価逡減を札幌税務署長に陳情</p> <p>10. 6 閣議、「北海道拓殖事業計画更定案」決定 年限を17か年に延長 —39特別議会は6年7月に拓殖費追加案を承認</p> <p>10. 17 「北海タイムス」記事—「地番整頓問題—乙竹税税監局長談」</p> <p>10. 24 憲政会北海道支部発会式</p> <p>10. 27~11. 25 第16回通常道会</p> <p>10. 29 憲政会政務調査会大蔵部会も地価問題に関し決議する。 この頃新十津川村でもさわがしくなる</p> <p>11. 2 長官「農漁家勤儉貯蓄に関する告諭」だす</p> <p>11. 5 全道地主大会—地価設定問題 〃 「本道地価設定問題研究会発足」 〃 「北海道地価衡</p>	<p>10. 5 大隈内閣総辞職</p> <p>10. 9 寺内正毅内閣成立</p> <p>10. 10 立憲同志会、中正会、交友倶楽部が合同し憲政会結成(加藤高明)</p> <p>11. 3 裕仁親王の立太子礼</p>	<p>10. 9 ギリシアに親英の臨時政府成立</p> <p>11. 15 旧露領ポーランドに独立王国樹立を宣言</p> <p>11. 21 ドイツ、前帝ほう去し新皇帝即位</p> <p>11. 29 米国、ドミニカの軍事占領を宣言</p>

大正	西曆	北海道	国内	国外
5	(1916)	<p>正助成会」発足</p> <p>11. 5 全道漁民大会 開催——水産税につ き</p> <p>11. 4 旭川地価問題 につき税務監督局は 裁決を行う</p> <p>11. 7 「北海タイムス」 記事——「地番更正 延期」</p> <p>11. 17 「北海タイムス」 記事——全道地主会 の活動——反別割修 正反対運動」</p> <p>11. 25 道会「法定地 価設定並びに修正に 関する件」(内相・長 官あて) 可決 この頃青豌豆・菜 豆・でんぶん高騰</p> <p>12. 29 乙竹局長 丸 亀税務監督局長に転 任。野崎副監督官も 転任内定。後任局長 に小島誠。 〃 この頃連絡地図 ほぼ調製(6年3月 完成予定)</p>	<p>12月 勝田主計 大蔵大臣に昇格。</p> <p>12. 13 ドイツの講和 提議により株式相場 大暴落</p> <p>12. 27 第38通常議会 召集(～6年1月25 日解散)</p>	<p>12. 4 英国に、ロイ ドジョージ戦時内閣 成立</p> <p>12. 12 ドイツが連合 国に対する和平交渉 の意思を米国に伝達</p>